



福岡医発第 1644 号 (地)

平成 30 年 9 月 5 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松 田 峻一良

(公印省略)

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行について

時下 貴職ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

標記の件につきまして、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長より日本医師会を通じて別添のとおり、改正省令の趣旨、内容等の周知協力依頼がありましたのでご連絡申し上げます。

本件は、労働安全衛生法第 66 条の 10 第 1 項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査の実施者に、検査を行うために必要な知識についての研修であって厚生労働大臣が定めるものを修了した歯科医師及び公認心理師を追加することとなり、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令が平成 30 年 8 月 9 日に公布され、同日より施行されたというものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

産業保健担当理事 榎藤秀之

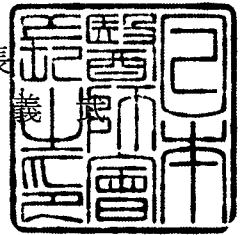
会長 島田昇二郎

日医発第623号(健 I 98)

平成30年8月30日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
横 倉 義 博



労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長より、標記の件について、別添のとおり本職あてに周知・協力依頼がありました。

今般、労働安全衛生法第66条の10第1項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査の実施者に、検査を行うために必要な知識についての研修であって厚生労働大臣が定めるものを修了した歯科医師及び公認心理師を追加することとなり、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令が平成30年8月9日に公布され、同日より施行されたところであります。

改正の趣旨、内容等は別添のとおりですが、貴職におかれましては、この度の改正内容についてご理解の上、貴会会員ならびに貴会関係郡市区医師会等への周知方につきまして、特段のご高配を賜われますようお願い申し上げます。



基安労発0824第1号
平成30年8月24日

公益社団法人日本医師会 会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長
(公 印 省 略)

労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第108号）等の施行について、別添のとおり都道府県労働局に通知したところです。

貴会におかれましても、当該内容を御了知いただきますとともに、貴会会員等に対する周知等に御協力いただきますよう特段の御配慮をよろしくお願い申し上げます。



(別 添)

基 発 0809 第 1 号
平成 30 年 8 月 9 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について

労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第108号）については、平成30年8月9日に公布され、同日より施行されたところである。

改正内容は下記のとおりであるので、関係者へ周知を図る等、その施行に遺漏なきを期されたい。

記

1 改正の概要（労働安全衛生規則第52条の10関係）

今般、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条の10第1項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査（以下「検査」という。）の実施者に、検査を行うために必要な知識についての研修であって厚生労働大臣が定めるもの（以下「厚生労働大臣が定める研修」という。）を修了した歯科医師及び公認心理師を追加することとしたこと。

2 細部事項

厚生労働大臣が定める研修を修了した歯科医師又は公認心理師により検査を実施する場合には、検査を受ける労働者の属する事業場の状況を日頃から把握している者であることが望ましいこと。

また、歯科医師については、労働衛生コンサルタントとして労働者のメンタルヘルスを含めた健康管理等に関与していることが望ましいこと。

3 その他

今般の省令改正を受け、次に掲げる公示及び通達について所要の改正を行ったこと。

- (1) 心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針（平成27年4月15日心理的な負担の程度を把握するための検査等指針公示第1号）

- (2) 「労働安全衛生規則第52条の10第1項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める研修に係る具体的事項について」(平成27年5月1日基発第0501第4号)

○厚生労働省令第百八号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十六条の十第一項及び第百条第一項の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年八月九日

労働安全衛生規則の一部を改正する省令

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	
2 (略)	（検査の実施者等） 第五十二条の十 法第六十六条の十第一項の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者（以下この節において「医師等」という。）とする。 一・二 （略） 三 検査を行うために必要な知識についての研修であつて厚生労働大臣が定めるものを修了した歯科医師、看護師、精神保健福祉士又は公認心理師
改 正 前	
2 (略)	（検査の実施者等） 第五十二条の十 法第六十六条の十第一項の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者（以下この節において「医師等」という。）とする。 一・二 （略） 三 検査を行うために必要な知識についての研修であつて厚生労働大臣が定めるものを修了した看護師又は精神保健福祉士

印

(別 添)

基発 0809 第 2 号

平成 30 年 8 月 9 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

労働安全衛生規則第 52 条の 10 第 1 項第 3 号の規定に基づき
厚生労働大臣が定める研修に係る具体的事項について

労働安全衛生規則第 52 条の 10 第 1 項第 3 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める研修（平成 27 年厚生労働省告示第 251 号）に基づく、その実施について必要な事項については、「労働安全衛生規則第 52 条の 10 第 1 項第 3 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める研修に係る具体的事項について」（平成 27 年 5 月 1 日基発 0501 第 4 号）により示しているところであるが、今般、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 108 号）が平成 30 年 8 月 9 日に公布され、同日より施行されたことを受け、当該通達の一部を別添のとおり改正するので、その周知を図る等、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、改正後の当該通達の関係部分の抜粋を参考として添付するので、併せて参照されたい。

(別添)

労働安全衛生規則第 52 条の 10 第 1 項第 3 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める研修に係る具体的事項について 新旧対照表

改正後	現行												
労働安全衛生規則第 52 条の 10 第 1 項第 3 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める研修に係る具体的事項について 1 第一号関係 (1) (略) (2) 研修の科目の一部又は全部免除 次の表の免除を受けることができる欄に掲げる者については、それぞれ同表の免除する科目の欄に掲げる科目の範囲で、研修の一部又は全部を免除することができること。	労働安全衛生規則第 52 条の 10 第 1 項第 3 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める研修に係る具体的事項について 1 第一号関係 (1) (略) (2) 研修の科目の一部免除 次の表の免除を受けることができる欄に掲げる者については、それぞれ同表の免除する科目の欄に掲げる科目の範囲で、研修の一部を免除することができること。												
<table><tr><th>免除を受けることができる者</th><th>免除する科目</th></tr><tr><td>衛生管理者免許を受けた者</td><td>労働者の健康管理</td></tr><tr><td>労働衛生コンサルタント免許を受けた者</td><td>全部</td></tr></table>	免除を受けることができる者	免除する科目	衛生管理者免許を受けた者	労働者の健康管理	労働衛生コンサルタント免許を受けた者	全部	<table><tr><th>免除を受けることができる者</th><th>免除する科目</th></tr><tr><td>衛生管理者免許を受けた者</td><td>労働者の健康管理</td></tr><tr><td colspan="2">(新設)</td></tr></table>	免除を受けることができる者	免除する科目	衛生管理者免許を受けた者	労働者の健康管理	(新設)	
免除を受けることができる者	免除する科目												
衛生管理者免許を受けた者	労働者の健康管理												
労働衛生コンサルタント免許を受けた者	全部												
免除を受けることができる者	免除する科目												
衛生管理者免許を受けた者	労働者の健康管理												
(新設)													

◎労働安全衛生規則第 52 の 10 第 1 項第 3 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める研修に係る具体的事項について（平成 27 年 5 月 1 日基発 0501 第 4 号）（抄）

1 第一号関係

(1) 研修の科目の範囲等

ア 研修は、次の表の科目の欄に掲げる研修科目に応じ、それぞれ同表の範囲の欄に掲げる範囲について行われるものであること。

科 目	範 囲
労働者の健康管理	・労働衛生関係法令 ・職場の労働衛生管理体制 ・産業医等産業保健スタッフの役割と職務 ・労働者の健康管理の基本的考え方 ・労働者の健康情報とその評価 ・労働者の健康情報の保護
事業場におけるメンタルヘルス対策	・事業場におけるメンタルヘルス対策の基本的考え方 ・労働者のメンタルヘルス不調の予防と対応、職場復帰支援 ・職場のストレス要因と職場環境の改善
事業場における労働者の健康の保持増進を図るための労働者個人及び労働者の集団に対する支援の方法	・職場における健康教育の知識と技法 ・労働者との面接の知識と技法 ・職場における労働者の集団への支援の知識と技法

イ 研修の修了時に試験の実施等により研修の効果の確認を行うことが望ましいこと。

ウ 研修を修了した者に対し、修了証を発行すること。

(2) 研修の科目の一部又は全部免除

次の表の免除を受けることができる者の欄に掲げる者については、それぞれ同表の免除する科目の欄に掲げる科目の範囲で、研修の一部又は全部を免除することができること。

免除を受けることができる者	免除する科目
衛生管理者免許を受けた者	労働者の健康管理
労働衛生コンサルタント免許を受けた者	全部

2 第二号関係（研修の講師の要件）

研修を適切に行うため必要な能力を有する講師とは、次の表の科目の欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件に適合する者又はこれと同等以上の知識経験を有する者であること。

科 目	条 件
労働者の健康管理	労働者の健康管理について医師、保健師又は労働衛生コンサルタント（保健衛生区分に限る。）として３年以上の実務経験を有する者
事業場におけるメンタルヘルス対策	事業場におけるメンタルヘルス対策に関わる業務について医師又は保健師として３年以上の実務経験を有する者
事業場における労働者の健康の保持増進を図るための労働者個人及び労働者の集団に対する支援の方法	労働者の健康管理について医師又は保健師として３年以上の実務経験を有する者

3 第三号関係（研修を実施した者による報告等）

研修を実施した者は、毎事業年度経過後３か月以内に、実施科目、講師名及びその要件、実施回数並びに修了者数について、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課に報告すること。

また、研修を実施した者は、修了者の氏名、生年月日、受講科目、講師名及び修了年月日を記録した帳簿を備え、これを保存しておくこと。